

法相 律談

・弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

離婚に伴う子どもを巡る諸問題（その4）

Q1 夫と離婚した時に、子どもは私が育てることにして私が親権者となりました。養育費については、特に取り決めもせずもらっていませんでした。離婚して5年以上経ちますが、最近になり職場の都合で収入が減り、子どもの教育費にもお金がかかるため、別れた夫から養育費をもらいたいと思います。もらえますか。

A 子どもの監護養育のための費用は、両親がその収入等に依りて負担しなければならぬものであり、離婚の際に取り決めをしなければ、子どもが自分で生活できるまでは、他方の親に分担を求めることができません。まずは、話し合いによって必要な金額を決め、話し合いでは金額が決まらなかつたり、話し合いが困難な場合には、家庭裁判所に調停を申し立て、最終的には裁判所に決めてもらうことができます。

1 養育費

養育費は、子どもの監護養育に必要な費用です。離婚しても親として子どもを扶養する義務は影響を受けないため、子どもが親と同じ程度の生活ができるように費用を負担する義務を負います。親が離婚する場合には、子どもの養育費を、誰が、どれだけ負担するかが問題となります。養育費の負担については、離婚の際に「子の監護について必要な事項」として、父母が協議し、協議が成立しなかったり、協議ができないときには、家庭裁判所に調停または審判を申し立てて、最終的には家庭裁判所が定め

ます。通常、離婚の手続において話し合いがなされますが、離婚の際に定めなくても、離婚後、必要になった時点で、同様に養育費の支払いを求めることもできます。子どもが成人するまで、特に金額や時間に制限はありません。

2 養育費請求のための手続き

養育費の負担について、協議が成立しなかつたり、協議ができないときには、家庭裁判所に調停または審判を申し立てます。他の手続き同様、調停が成立しなければ自動的に審判に移行しますので、さしあたり調停の申立てをすれば十分です。

3 離婚成立前の養育費の請求

通常の夫婦は、婚姻費用の分担として、生活費を負担することになっています。この婚姻費用の中に子どもの養育費も含まれています。したがって、離婚成立前に、別居している夫婦の子どもは、養育費は、婚姻費用の分担として、子どもと暮らしていない他方の親に支払いを求めることができます。手続としては、家庭裁判所に婚姻費用の分担の調停または審判の申立てをします。

養育費の金額

Q2 養育費について調停を申立てた場合、裁判所では、いくらぐらい養育費をもらいうことになるのですか。相手の収入より、自分の方が高い場合には、養育費をもらうことはできませんか。

A…養育費の金額は、子どもを監護している親（監護親）と子どもを監護していない親（非監護親）の収入、生活状況によって異なります。最近では、家庭裁判所裁判官などが養育費の算定基準を作成し、裁判所で養育費を決める場合には、原則としてその基準に従って定められます。この算定基準では、養育費の請求をする人より、請求された相手の収入が低くても、相手の養育費の支払い義務は免れないものとされています。したがって、相手の収入より高くても、養育費をもらうことができます。

1 養育費の金額

養育費の金額の算定方法については、法律で定められているわけではありません。審判などの際には、裁判所は諸事情を総合して考慮し、裁量によって適正な金額を定めています。2003年に、東京・大阪養育費等研究会による「簡易迅速な養育費等の算定を旨として―養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案―」が公表され、現在は、原則として、この養育費・婚姻費用の算定方式・算定表に基づいて養育費が決められています。養育費の算定表と算定表の使い方については、東京家庭裁判所の下記ホームページなどで確認することができますので、ご覧になつて下さい。

http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/tetuzuki/youikuhisantei_hyou.html

養育費はいつまでせらえるか

Q3…離婚の際の協議で、私が子どもを育て、夫から子どもが20歳になるまで養育費を

支払ってもらうことを合意しました。その後子どもは大学に入学し、卒業するまでは学費が必要となり、別れた夫から卒業するまでは養育費を支払ってもらいたいと考えています。可能でしょうか。

A…別れた夫との話し合いにより、大学卒業（通常は22歳）までの養育費を支払ってもらうことは可能です。しかし、話し合いの結果、合意に至らない場合に裁判所の審判で大学卒業までの養育費の支払いが認められるかどうかは、個々の事情により異なります。一般的には認められることが多いと思いますが、相手の生活状況などによっては、認められないこともあります。

1 成年に達した子どもの養育費

本来養育費は、独力で生活できない子どもを監護・養育するための費用であり、子どもの養育費の支払いを請求できるのは、原則として子どもが成年に達するまでです。しかし二十歳未満の子どもでも、義務教育終了後、すでに働いて経済的に自立している場合には養育費の負担は必要ありません。他方、成年に達した子どもについても、親に養育費の負担を求めることがやむを得ない事情がある場合には、例外的に養育費の請求をすることができます。

このようなやむを得ない事情が認められる場合としては、病気や心身の障害のために自活することができない子どもの治療費や生活費、実際に大学や専門学校に在学していて、働きながらでは学業の継続が困難である場合があたり、この場合には、その学費や生活費の負担を求めることができるかと考えられます。

2 大学生の養育費

四年制大学に進学した成年に達した子どもの学費・生活費も養育費として負担しなければならぬかについては、「四年制大学への進学率が相当高い割合に達しており、かつ、大学における高等教育を受けたか否かが就職の類型的差異につながっている現状においては、子が義務教育に引き続き高等学校、そして引き続き四年制の大学に進学している場合、二十歳に達した後も当該大学の学業を続けるため、その生活時間を優先的に勉学に充てることは必要であり、その結果、その学費・生活費に不足を生ずることがあり得るのはやむを得ないこととすべきである。このような不足が現実には生じた場合、当該子が、卒業すべき年齢時まで、その不足する学費・生活費をどのように調達すべきかについては、その不足する額、不足するに至った経緯、受けることができる報奨金（給与金のみならず、貸与金を含む）の種類、その金額、支給（貸与）の時期、方法等、いわゆるアルバイトによる収入の有無、見込み、その金額等、奨学団体以外からその学費の貸与を受けられる可能性の有無、親の資力、親の当該子の四年制大学進学に関する意向その他の当該子の学業継続に関連する諸般の事情を考慮した上で、その調達の仕方については親からの扶養の要否を論じるべきものであって、その子が成人に達し、かつ、健康であることの一事をもって直ちに、その子が要扶養状態にないと断定することが相当ではない」とした判例が参考になります。したがって、場合によっては、養育費として請求可能です。

納税は
お忘れなく!!

納税のお知らせ
国民健康保険税、固定資産税の納期限は12月25日(木)までです。

相談

総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開催します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。

※12月の相談日は人權週間に合わせて両地域とも12月5日(金)に開設します。

◆相談員 行政相談員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士の方々が相談に応じます。

《志賀地域》

◆とき 12月5日(金)

午前10時～午後3時

◆ところ 志賀町文化ホール2階

◆お問い合わせ先 志賀町社会福祉協議会

☎32-11363

《富来地域》

◆とき 12月5日(金)

午前10時～午後3時

◆ところ 富来行政センター2階

◆お問い合わせ先 志賀町社会福祉協議会富来支所

☎42-2545

ハローワーク相談

◆とき 12月17日(水)

午後2時～3時30分

◆ところ 富来活性化センター

◆お問い合わせ先 商工観光課

☎32-9341

母子自立支援相談

母子家庭の方々の相談に応じます。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。

◆とき 12月25日(木)

午前10時～午後3時

※毎月第4木曜日

◆ところ 役場相談室

◆お問い合わせ先 子育て支援課

☎32-9122

志賀町要保護児童対策地域協議会だより

「CAPNET石川(キャプネット石川)」を知っていますか?

「虐待かな?」「子育てがづらい」と思ったら、お電話してみてください。「ひとりりで抱え込まないで、ひとりで頑張りすぎないで、一

緒に考えさせてください」と、(特)子どもの虐待防止ネットワーク石川通称「キャプネット石川」が呼びかけています。ご相談には、研修を終った女性相談員が対応いたしますので、気軽ににご相談ください。

子育て・虐待防止ほっとライン ☎076-2966-3141
キャプネット石川
毎週木曜日と土曜日の
午前10時から午後4時

※ただし、祝日、お盆、年末年始は除きます。
全国子育て・虐待防止ホットライン ☎0570-011-077
午前10時から午後5時
※ただし、一部地域を除き日曜・祝日はお休みです。

七尾法律相談センター

◆とき 毎週木曜日(祝・祭日は除く)
午後1時30分～4時

◆ところ 七尾駅前パトリア

◆相談料 30分以内5千円

※ただし、次のいずれかの場合には相談無料です。①クレサラ相談 ②負担が困難な方で法律扶助資力基準に該当する方

※相談希望者は相談日前日午後5時までに金沢弁護士会(☎076-221-0242)へ電話予約ください(先着5名)。

お知らせ

聴覚障害者の皆様へ

◆手話通訳者の設置日のお知らせ
◆皆様の相談、行政手続き等

聴覚障害者の皆様へ

に対応しますので、どうぞお気軽にご利用ください。
設置日は次のとおりです。

◆役場健康福祉課窓口
※第1・第2(木曜日)
午前10時～12時12/4・11

※第3・第4(木曜日)
午後2時～4時12/18・25

◆富来支所総合窓口
※第1・第3(水曜日)
午後2時～4時12/3・17

催し物

エコクッキング教室

料理をとおして、ごみを出さない工夫や出たごみの分別の仕方を学び。
◆とき 12月14日(日)
午前9時30分～

◆定員 20人

◆参加費 500円

◆持ち物 エプロン、三角巾、箸

◆講師 室谷 加代子氏

◆古着のリフォーム教室
古着を使って小物を作り、ごみを出さない工夫と布の有効利用

◆とき 12月6日(土)
午前9時～

◆定員 20人

◆参加費 200円

◆持ち物 50cm×50cmの布一枚
裁縫道具
◆講師 原田 洋子氏

チャリティーてんと市

◆とき 12月9日(火)

午前8時30分～午後1時

◆ところ 道の駅「旬菜館」前

※皆さまのお越しをお待ちしています。

やまゆり会の連絡先が変更になりました

町内1戸電話が設置されたので、電話番号が変更になりました。新しい電話番号は次のとおりです。おかけになる場合はお間違いないようご注意ください。やまゆり会(加茂高齢者センター) ☎830-11049

書意の花

福祉の向上に心温まるご芳志をありがとうございます。

◆矢田の川端典秀様より亡父政雄様の供養として町の振興・福祉向上に10万円

(志賀町社会福祉協議会)
◆富来社交ダンスサークル様より、社会福祉向上に2万円

◆土田郵便局様より、窓口設置募金箱に集まったお金を社会福祉向上に73,220円

◆梨谷小山の藤井芳信様より亡母光子様の供養として福祉向上に10万円

◆志賀町グラウンドゴルフ協会志賀支部様よりグラウンドゴルフチャリティー大会に集まったお金を福祉向上に6万1,906円

育てよう！一人ひとりの人権意識

昭和23年12月10日の国際連合総会において、世界のすべての人が生まれながらにして持つ人間としての尊厳と平等で譲ることのできない権利を認めることが、世界平和の基礎であるとして「世界人権宣言」が採択されたから、今年で採択60周年を迎えます。

この日を記念して毎年12月10日を「人権デー」と定め、世界各国で多彩な行事が催されています。

日本でも、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」とさだめ、人権デーの意義を訴え、人権意識の高揚を図るための各種啓発事業を全国で実施しています。

本年も人権週間における強調事項を次の16項目に定め、啓発活動を展開しています。

- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 高齢者を大切にすることを育てよう
- ・ 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ・ 部落差別をなくそう
- ・ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・ 外国人の人権を尊重しよう

- ・ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ・ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ・ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・ インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ・ 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ・ ホームレスに対する偏見をなくそう
- ・ 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ・ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ・ 人身取引をなくそう

皆さんのお住みの近くの人権擁護委員は、日常生活における基本的人権が侵害されないように絶えず監視しています。

もし、侵害があつた場合には、適切に措置を講じることによって救済を図り、自由人権思想の普及高揚に努めています。

下記の法務局や支局でも人権擁護委員が相談を受ける「人権常設相談所」を設置しています。相談は、無料です。困ったことや、悩み事をお持ちの方は、遠慮なく法務局あるいは人権擁護委員にご相談ください。

志賀町の人権擁護委員は次の方々です。

（志賀地区）

花島 俊一	倉 垣
金谷由紀枝	高浜 町
能登 正人	上 棚
盛本 浩吉	代 田
障子口文雄	牛ヶ首
三津 幸子	大 島
小谷内正孝	鷓 野 屋
藤井 道代	酒 見
大野 堯	西海風無
三沖 博	日下 田

（人権常設相談所）

金沢地方法務局七尾支局	0767(53)1721
金沢地方法務局人権擁護課	076(231)1247
女性の人権ホットライン	0570(070)810
子ども人権110番	0120(007)110

人権に関する相談は、毎月総合相談（無料）にあわせて開催しています。

◆人権週間相談日
12月5日（金）
午前10時から午後3時まで

◆相談会場
志賀町文化ホール2階、
富来行政センター2階

事業者、労働者の総合労働相談会を開催

相談は無料、電話・ファックスによる相談にも応えます（秘密厳守）

石川県では、事業者、労働者及び一般県民の方々の職業能力開発・労働（賃金、退職金など）に関する様々な疑問や悩みごとに応えるための「総合労働相談会」を毎月第3水曜日の午後1時30分から午後4時まで、職業能力開発プラザにて開催しています。

専門のスタッフを配置していますので、多くの方がご利用下さい。

■お問い合わせ、相談先
石川県職業能力開発プラザ（金沢市芳斉1-15-15）
☎ 076-261-1400 FAX 076-261-1402

守ろう！確かめよう！この最低賃金

石川県最低賃金 時間額 **673円**

石川労働局では、石川地方最低賃金審議会から答申を受け平成20年10月19日から、石川県最低賃金が673円（現行662円）に改正されました。

この石川最低賃金は、パート・臨時・アルバイト等職種、雇用形態を問わず、また、年齢・性別に関係なく石川県内で働く全ての労働者に適用されますので、使用者はこれ以下の賃金で、労働者を使用することは出来ません。

お問い合わせ 石川労働局賃金室
☎ (076) 265-4425
ホームページ <http://www.roudou.go.jp/>